

～ 制度調査部情報 ～

2006年10月20日 全2頁

# DES 債務者側の 課税関係が明確に

制度調査部  
鳥毛 拓馬

会社法新設に伴う 2006 年度税制改正

## 【要約】

新会社法では、金銭債権を現物出資する場合、一定の要件の下で、検査役による調査を不要とした。

また、2006年度税制改正においては、デット・エクイティ・スワップ(以下、DESという。)に伴い増加する債務者の資本等の金額は、DESの対象となる債権の債権者における時価とされることが明確になった。

このため、非適格現物出資時には、被現物出資会社(債務会社)に債務消滅益の課税が生じる場合がある。

本稿では、これらの点について整理する。なお、今般の改正は、2006年5月1日以後に債務免除等を受ける場合につき適用されている。

## 1. デット・エクイティ・スワップとは

デット・エクイティ・スワップ(Debt Equity Swap、以下、DESという。)とは、文字通り債務(デット)を株式(エクイティ)と交換(スワップ)することである。つまり、ある会社に対して金銭債権を有している債権者がその債権を債務会社に現物出資し、その対価として株式を取得するのである。一般に、「債務の株式化」ともいわれている。

DESは、一般的に、会社再建の手段として行われている。

## 2. 新会社法での改正

旧法下においては、金銭債権を現物出資する場合、裁判所が選任した検査役の調査を受けることが要件となっていた。

他方、会社法では、金銭債権を現物出資する場合、当該金銭債権の弁済期が到来し、かつ、その債権金額以下の価額で出資する場合には、検査役の調査は不要とされることとなった。新法下においては、金銭債権の現物出資は手続が平易になり、使い勝手が良くなったといえよう。



### 3 . 法人税法での改正

会社法では、株式について発行価額という概念がなくなり、資本金の額及び資本準備金の額は、株主となる者が会社に対して払込み又は給付をした財産の額とされることになった。

これに伴う法人税法の改正により、株式の発行等により増加するその発行等をした法人の資本等の金額は、「払い込まれた金額の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額」とされることになった。

このため、DESで現物出資（適格現物出資を除く。）された債権については、額面ではなく「時価」が評価額すなわち発行された株式の価額になる。したがって、DESで新株を発行する場合、債権の時価相当額につき、資本金が増加することになる。

また、債権の時価と額面との差額が債務消滅益として認識されることになる。

### 4 . 特例欠損金の適用

2006年度税制改正では、DESが行われ債務消滅益が生じた場合、その額を会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度により、債務者側で期限切れの繰越損失と債務消滅益との相殺ができるようになった。

これは、現物出資された債権を時価とする上記の改正によると、債務消滅益が計上されて課税関係が生じる可能性があるため、このような不都合を回避すべく、債務消滅益を債務免除益と同様に扱い、一定の場合につき繰越損失との相殺できるよう処置を講じたものである。

まとめ

改正前	・ 債務の額面と同額を資本等に振り替える資本等取引であれば債務免除益は生じない
改正後	・ 現物出資された債権の額面と債務の時価評価額との差額が債務消滅益となり課税対象 ・ 債務消滅益は、一定の場合、期限切れの繰越欠損金から相殺可